·(昭和三十五年法律第三十六号)(第二条関係)

(傍線
\mathcal{O}
部分
は
改
正
部
分
_

(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)	のいずれかに該当するに至つたときは、その効のいずれかに該当するに至つたとき。 略) 略) 略)	第五十二条の二 承認取得者は、第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。 とができる。 とができる。 お五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつたとの届	附則 第七章~第十一章 (省 略) 第一章~第六章 (省 略) 第一章~第六章 (省 略)	改正案
(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)	上上上上	第五十三条 司 上	附則 第七章~第十一章 同 上 第一章~第六章 同 上 第一章~第六章 同 上 第一章~第六章 同 上	現

第六十二条 号 中 保税工 るほ 条第 て準 くなつた旨の ての ける改 一用す 国 か、 ?規定の! 貨物 保税蔵置場」 場 項 ź。 Ô 必要な技術的読替えは 善 (保税蔵置場の許可)」 の蔵置等」 許 措 第 可 この場合におい 準 届 置 Ŧī. 甪 出 + 保 と とあるのは 承認の失効・ 税蔵置 条から第五 の規定は、 とあるのは 同条第二号及び第三号並びに第五十二条中 |場の . て、 十五 許可 前 「保税工場」と読 条第一 承認の とあるの 第五 政令で定める。 「保税作業」と、 条まで 0 十一 特例 項 取 条第 消 は の規定による承認に 0 (承 認 し等 適用を受ける必 「第五十六条第 一号 み替えるものとす 0 許可 第五十三条 要 口 伴 中 Ò 「第四· 承 規 別等に 要が 継 項 + 第 0 に 71 な 0

輸 出 申 告 0 特 例

Ł 条の三 (省 略

2

とす ならない。 て同 空港若しく 告 託 る場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開 下この 定を適 物 (前 輸出 ない んる開 が置 定輸出申 なけ 節に 習者が 開し 輸 0 れ 港 か この場合におい ばなら は 出申告をいう。 規定により特定委託輸出者が行う同 及び特定製造貨物 れ 不開港 た行う前に お ない輸出申告をいう。 告 税関空港又は て いて同じ。 前 る場 条第 の所在地を所轄する税関長に対してしなけれ 項の規定により 所 から 第六項及び第七十九条の て、 項 不開港までの運送を特定保税運送者に 輸出 当 は、 の規定を適用 該 特定委託 貨物 申告 その申告に係る貨物が 以下同 特定輸出 を外国 (前 輸出 しな ľ 項の規定により特定製造 一者は、 貿易船等に 者が行う前条第 条第 輸出 その申告に係 匹 特定委託 申告 第 項 漫か 積 三項に Ó 4 港 をいう。 規 輸出 込 れ 定 税関 もう 項 て お を る ば 11 適 申 \mathcal{O}

3 6 省 略

> 第六 税工 外国 第一 ほ 中 準 ての規定の 関する改 か、 用する。 十二条 「保税蔵置場」とあるのは 項 貨物の蔵置等」 場 必要な技術的読替えは 0 保保 許可) 善措 税蔵 この場合におい 準用) 第五 置 置 + と 承認の 場 の規定は とあるの $\widetilde{\mathcal{O}}$ 条から 同 許 失効 条第二号及び 可 て、 第五 _ は 前 保 とあ 第 条第 + 政令で定める。 承 「保税作業」 五. 認 五. 税工場」と読み る +条まで 0 項 取 第三号並び \mathcal{O} 条 は 0 消 規定による承認に 第 第五 (承認 と 等 号 替えるものとする 口 0 第五十三 許 第五 六条第一 中 要 可 0 件 + 第四 承 継 規 条中 十二 項 0 に 則 等に 条 保 て

出 申 告 0 特 例

Ł

条の

同

上

2 貨物が 貨物輸 5 とする開 ならない。 空港若しくは 用しない輸出申告をいう。 告 規 託 る場所又は当該貨物を外国 以下この節 て同じ。 派定を 適 (前 な 定 同 け 置 出 項 輸 れば か 者 0 用 出 港 この場 及び特定製造貨物輸 れ に し 上 が行う前 規定により特定委託 不開港 お な : 告 ならない。 税関空港又は て 1 11 (前 一合に る場 輸出 て 同じ。 条第 0 項 所在 所 お 申 0 規定に から 告 [貿易 第六項及び第七十九 て、 地 項 を 不 開 当 を は 0) 7) 規定を より特 う。 港 該 特 所 船等に積み込もうとす 出 輸 にまでの 定委託 申告 貨 出 轄する税関長に対 その申告に係る貨 者が 物 以 適用し 定 を 下 (前項 行う同 同じ。 外国貿易 輸出者が 運送を特定保税運送者に委 輸出者は、 ない \hat{O} 規定に 条の三 条第 た行う前 船等 輸 その して 物が 出 特 んる開 第 申 ょ 項 定 り特 申 L 置 告 0 条 項 告 な 港 か を 規 託 第 定製 け 込 れ 定 税関 係 お 項 れ て 出 ば 造

る

0

第六章の二 認定通関業者

第六章の二 同 上

(通関業者の認定)

第七十九条 (省 略

2 省 略)

3

税関長は、 第一項 の規定による認定の申請が次に掲げる基準に

合すると認めるときは、その認定をするものとする

認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。 第七十九条の五第 項 (認定の取消し) の規定により第一項

の認定を取り消された日から三年を経過していない者であるこ

کے

ロ〜チ 省 略

二及び三 (省 略

4及び5 (省 略

規則等に関する改善措置

第七十九条の二 第七十九条の五第一項において「認定通関業者」という。) がこの 税関長は、前条第一項の認定を受けた者(次条及び

その他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると 法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかつたこと

と又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができ 認めるときは、 に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずるこ 前条第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則

認定通 関業者 の認定を受けている必要がなくなつた旨 1の届 出

九

元条の 三

認定通関業者は、

第七十九条第

項

(通

関業者の認

政令で定めると

0

認定を受けている必要がなくなつたときは

る。

2 同 上

第七

十九条

同

上

通関業者

1の認定)

同 上

適

3

同 上

イ 第七十九条の 兀 第 項 (認定の取消 j の規定により第

項

認定を取り消された日から三年を経過していない者であるこ

0

同

ロ〜チ 上

二及び三 同 上

4 豆及び5 同 上

規則等に関する改善措置

第七十九条の二 事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めると 定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行わなかつたことその他 条の四第一項において「認定通関業者」という。)がこの法律の規 税関長は、前条第 一項の認定を受けた者 (第七十九 0

きは、 号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。 れた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同 前条第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定めら

第百 2 第 2 2 及 び 3 兀 十九条の十一第二項の規定により命じられて行うものを除く。)を れている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第六 て他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとさ ころによ た者 (認定の ?円以下の罰金に処し、 を除く。)をした者を含む。)は、 第六十九条の二第一項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出 十九条の五 各号のいず 十九 認定の失効 項 八条の四 (仮に陸揚げされた貨物を除く。)の積戻し に掲げる貨物を輸出した者 前条の規定による届出があつたとき (省 省 条の四 省 (輸入してはならない貨物) (本邦から外国に向けて行う外国貨物 取消 ŋ 略 (省)の積戻し 略 略 略 Ü れかに該当するに至つたときは、 第六十九条の二第一項第一号 略 0) 第七十九条第 (省 旨を同項の 略 (同項第三号及び第四号に掲げる物品であつ 又はこれを併科する。 認定をした税関長に届け 項 (本邦から外国に向けて行う外国貨 (通関業者 の規定により命じられて行うも 十年以下の懲役若しくは三千 (輸出してはならない貨 0 (仮に陸揚げされた貨 認定) その効力を失う。 (第六十九条の十 の認定は、 出ることが 次 で 第七 第七 2 第百八条の四 2 及 び 3 第二項 物) れている者が当該他の て他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとさ 物を除く。 した者 のを除く。)をした者を含む。 三二一 十九条の十一 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 十九 第六十九条の二第一 認 認定の失効 同 十九条の (仮に陸揚げされた貨物を除く。) の積戻し に掲げる貨物を輸出した者 定 同 同 同 条の三 0 上 (輸入してはならない貨物) (本邦から外国に向けて行う外国貨物 取 同 上 上上)の積戻し 兀 消 第二項の規定により命じられて行うものを除く。)を 第六十九条の二第一項第 上 同 同 上 上 法令の 項第二号から第四号までに掲げる貨物を輸出 (同項第三号及び第四号に掲げる物品であつ 定めるところにより行うもの及び第六) は、 (本邦から外国に向けて行う外国貨 の規定により 七年以下の懲役若しくは三千 号 (輸出し (仮に陸揚げされた貨 (第六十九条の十 命じられて行うも てはならな 貨

第百-第百 第百十条 2 2 3 5 3 5 処し、 五. 7 項 0 뭉 はこれを併科する。 入した者は、 した者を含む。) を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十 る貨物にあつては、 懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、 . (7) 外国貨物のまま運送した者は、 くは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する 条の三の 第六十九条の十一第一項第八号から第十号までに掲げる貨物 又は第六十五条の三 目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。 の二及び第六号 九条の二 第六十九条の十一第一項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸 ならない貨物) 九条 (外国貨物を置く場所の制限) 目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、 罰金に処し、 又はこれを併科する 次の各号の 第六十九条の十一第一項第一号から第六号まで 規定に違 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、 十年以 略 略 略 は、 又はこれを併科する。 に掲げる貨物を輸入した者は、 (輸入してはならない貨物) いずれかに該当する者は、 反して外国貨物のまま運送した者は、 下 回路配置利用権のみを侵害するものを除く。 0 十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に (保税運送ができない貨物)の規定に違反し 懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、 の規定に違反して保税地域に置き 十年以下の懲役若しくは千万円以 又はこれを併科する。 に掲げる貨物 十年以下の懲役若し)を第三十条第二 十年以下 同項第九号に掲 (輸入して 十年以下 の懲役若 (輸入 第五 (輸 又 第百十条 2 第百 3 2 第百九条の二 3 3 չ 5 0) 五条の三の げる貨物にあつては、 入の目的以外の目的で本邦に 以下の罰金に処し、 て外国貨物のまま運送した者は、 項 \mathcal{O} 号の二及び第六号 5 入した者は、 しくは三千万円以下の罰金に処し、 はならない貨物) 5 に した者を含む。 又はこれを併科する。 九条 処し、 を第三十条第 懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、 第六十九条の十一第 又は第六十五条の三(保税運送ができない貨物) 目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。 第六十九条の十一第 5 (外国貨物を置く場所の 同 同 同 次 第六十九条の十一第 又はこれを併科する 規定に違反し 上 上 上 の各号のい 第六十九条の十一第一項第一号から第四号まで、 七年以下の 二項の規定に に掲げる貨物を輸入した者は、 は、 (輸入してはならない貨物) 又はこれを併科する。 ずれかに該当する者は、 口 七年以下 一項第八号から第十号までに掲げる貨 I路 配 懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、 項第七号から第十号までに掲げる貨物を輸 て外国貨 制 違 置 到着したものに限り、 限 一項第一号から第六号まで 利用 反して保税地域に置き、 の懲役若しくは七百万円以下の罰 七年以下の懲役若しくは七百万円 物 の規定に違反して保税地域 又はこれを併科する のまま運送した者は、 権のみを侵害するものを除く。 又はこれを併科する。 に掲げる貨物 五年以下の懲役若し 七年以下 を第三十 同項第九号に掲 の規定に違 又は第六十 (輸 七年以下 0 懲役若 定置 (輸 第 反 金 入 五.

くは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

受けた者 受けた者 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻しを

一 (省 略)

- いても、また前項の例による。 で輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者につ税の払戻しを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付しない2 通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関 2
- れらの項の例による。 | 3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、こ 3

- 6 超える場合において え当該関税又は関税の払戻しの ことができる。 前項の 犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十 は 情状により 額の十倍に相当する金額以下とする 同 項の罰金は -倍が 五百万円を超 五. 百 万円を

条第一項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情をはならない貨物を輸入する罪)、第百九条の二第一項若しくは第二、省本の公職の工業の工業)、第百九条第一項若しくは第二項(輸入しての四第一項若しくは第二項(輸出してはならな

くは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

しを受けた者 ――偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払いもど

同上

についても、また前項の例による。ないで輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者税の払いもどしを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付し通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関

の例による。の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項が二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項

とすることができる。 を超え、 を超える場合においては、 前三項の犯罪に係る関税又は関税の払 当該関税又は関 .税の払戻しの額の十倍に相当する金額以 情状により、 前 戻 しの 三項 額の (T) 罰 金は、 + · 倍 が 五百万円 五. 百万円

第百十二条 条第 項 は 11 ならない貨物を輸入する罪)、 貨物を輸出する罪)、 (輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第百十 一項 (関税を免れる等の罪 第百八条の四第 第百九条第一 一項若しくは第一 第百九条の一 の犯罪に係る貨物について、 項若しくは第一 二項 |第一項若しくは第二 (輸出 項 しては (輸入して ならな 情を

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
運搬等」という。)をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処

払戻しの額の五倍に相当する金額以下とすることができる。 、情状により、前項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の税又は関税の払戻しの額の五倍が五百万円を超える場合においては 1 前項の犯罪に係る貨物についての第百十条第一項の犯罪に係る関

を併科する。 は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれる 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者 3

第百十七条(省略)

は、当該各項の罪についての時効の期間による。反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間2前項の規定により第百十条第一項から第三項まで又は第五項の違

3及び4

(省

略

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 運搬等」という。)をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円分の媒介若しくはあつせん(以下この条においてこれらの行為を「知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処

2 超え、 することができる。 を超える場合においては、 等の罪) 前項の犯罪に係る貨物についての第百十条第 当該関税又は関税の払戻しの額 の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの 情状により、 の五倍に相当する金額以下と 前項の 罰金は、 額の 項 五. (関 倍 が三 三百万円を 税 を免れる 一百万円

を併科する。 は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれは、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者

第百十七条 同 上

_
傍線
の
部分
は
改正
部
分

改	正	案		現	行
(暫定税率)			(暫定税率)		
第二条 別表第一に	に掲げる物品で平成	二十三年三月三十一日まで(同	第二条 別表第一	に掲げる物品で平成二十	十二年三月三十一日まで(同
表の品名の欄にこ	れと異なる期限	又は期間を定めているものにあつ	表の品名の欄に	これと異なる期限又は	期間を定めているものにあつ
ては、当該期限な	まで又は当該期間内))に輸入されるものに課する関	ては、当該期限	まで又は当該期間内)	に輸入されるものに課する関
税の率は、同表に	に定める税率とする。	0	税の率は、同表	衣に定める税率とする。	
2 別表第一の三に	に掲げる物品で平成二	二十三年三月三十一日までに輸	2 別表第一の三	一に掲げる物品で平成二十二年三月三十	-二年三月三十一日までに輸
入されるものに調	課する関税の率は、	同表に定める期間内に輸入され	入されるものに	課する関税の率は、	同表に定める期間内に輸入され
るものの区分に応	じ、それぞれ	同表に定める税率とする。	るものの区分に	応じ、それぞれ	同表に定める税率とする。
(輸入数量が輸	入基準数量を超えた	えた場合の特別緊急関税)	(輸入数量が輸	쀅入基準数量を超えた場合	1の特別緊急関税)
第七条の三 平成-	七年度から平成二十	十二年度までの各年度において、	第七条の三 平成	七年度から平成二十一	年度までの各年度において、
別表第一の六に関	掲げる物品について	、当該年度中のこれらの物品の	別表第一の六に	掲げる物品について、	当該年度中のこれらの物品の
輸入数量を同表の	の各項ごとに合計し	た輸入数量があらかじめ財務大	輸入数量を同表	衣の各項ごとに合計した輸	『入数量があらかじめ財務大
臣が告示する数量	量(以下この条及び	別表第一の六において「輸入基	臣が告示する数	数量(以下この条及び別表第)	(第一の六において「輸入基
準数量」という。)を超えた場合に	は、当該各項に掲げる物品のう	準数量」という)。)を超えた場合には、	当該各項に掲げる物品のう
ちその超えることとな	ととなつた月の翌々	月の初日(以下この条において	ちその超えるこ	こととなつた月の翌々月の	初日(以下この条において
「発動日」という。	 から当該年度 	の末日までの期間内に輸入され	「発動日」とい	いう。)から当該年度の末	日までの期間内に輸入され
るものに課する関	税の率は、関	税定率法第三条(課税標準及び税率	るものに課する	3関税の率は、関税定率法第三条	[第三条(課税標準及び税率
)の規定又は第一	第二条の規定にかかわ	らず、同法別表に定める税率()の規定又は第	第二条の規定にかかわらず	、同法別表に定める税率(
別表第一の三に関	に掲げる物品にあつて	は、同表に定める税率。以下こ	別表第一の三に	に掲げる物品にあつては、	同表に定める税率。以下こ
の項において同じ	じ。)及び世界貿易	易機関を設立するマラケシュ協定	の項において同	凹じ。)及び世界貿易機関	を設立するマラケシュ協定
附属書一Aの千二	九百九十四年の関税	税及び貿易に関する一般協定のマ	附属書一Aの千	九百九十四年の	関税及び貿易に関する一般協定のマ

ラケシュ う。)のうちいずれか低い 定める税率 部である地域を含む。 び同法第五条 法別表に定める税率。 区 という。 分に応じ、 定書に附 (第七) それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。 (便益関税) 条の八及び第八条の二において 別表第一の六に定める期間内に輸入されるも 属する譲 以下この条及び次条において 0) もの 生産物で輸入されるものにあつては、 0) 許表の第三十八 規定による便益を受けない国 (関税についての条約 表の日 協 本国 の特別の規定 定税率」 通 0 譲 常 この関税 許 (その とい 表に 0

2 { 7 (省 略

第七 までの び 平 昭 にかかわらず、 7 条の 均 関 を加 別 ごされる価格として財務大臣が告示する価格をいう。 和六十一年 表第一 課 成を課を 税価 次の各号の区分に応じ 表第一の七において同じ。 税定率法 価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算 算し 規定に 兀 格が 0) た額とする。 平 する物品にあつては、 七に掲げる物品のうち、 1第三条 -から昭 発動 準じて算出した価 成七年度から平成二十二年度までの各年度において、 通 常の関税率により算出した関税の 基準価格を下回つた場合の特別緊急関 和六十三年における当該物品の (課税標準及び税率) 当 格。 該 を下回るものに課する関税 関税定率法第四条から第四 各号に定める方法に 課税価格 以下同じ。 の規定又は第二条の規 (数量を課税標準とし が 発 課税価: 額に相当する額 以下この より算出 動 基 税 格 準 | 条 の 0 \mathcal{O} 価 した 条及 額 加 格 は 八 定 重

匹 略

-2 及び 省 略

工鮮等牛 肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置

条の

五.

平

成

七

年度から

平成

二 十

一年度までの各年度において、

第七

条の

五.

平

成

七年度から

平

成

+

年

- 度までの各年度にお

2 5 7 う。 及び同 0) 率」という。) 同 定める税率 ラケシュ議 一部である地域 法別 区) のうちいずれか 分に応じ、 同 表に定める税率。 法第五条 定書に附属する譲 (第七条の に、 それぞれ同表に を含む。 (便益関 別表第 低いもの 八及び第八条の二にお 税 以下この条及び次条に \mathcal{O} の六に定める期間 生 0) 許 定める税率を加算し 産 規定による便益を受け 表の第三十八 (関 物で輸入されるものにあ 税につい ての 表 1 内に輸入されるも お 0 て 条約 日 協 た税率とする。 て 本 な 0 定 玉 通 特 税 0 つては、 玉 譲 常 別 許 0) 0 (その 規定 とい :表に 関 税

課 税価 格 が発動基準価格を下 口 つた場合の 特 別緊急関

第七 額を加 平均 て関税 にかかわらず、 び別表第一の七において同 出 昭 までの規定に準じて算出した価 別表第一の七に掲げる物品のうち、 条の 関税定率法第三条 される価 和 次 価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより 六十一年 を課 算 の各号の区分に応じ 兀 平成七年度から平成二十 する物品 た額とする。 格として財務大臣が告示する価格をいう。 から昭和六十三年に 通常の に (課税標準及び税率) 関 あつては、 税率 ľ 当 により算出した関税の 格。 該 を下回るものに課す 関税定率法第四 各号に おける当該物品 課税価格 以下同じ。 年度までの各 定 8 0) る方法 規定又は (数量 |条から第四 0 が に 額 課 発 を課税標準と 年度にお ん関税 第一 税価 より算出 以下この 動 相当する額 基 一条の 準 格 | 条 の 0 \mathcal{O} 価 条及 規 額 加 て、 した 定 は 算

5 兀 同 上上

2 2及び3 同

一鮮等 牛肉 及び冷凍牛肉に係る関税 0) 緊急措 置

税の 凍牛 百分の 前 る輸入数 する数量 又は冷凍 日 を下 上鮮等牛 、率は、 したもの 定率 - 度の 数量 から 匹 肉 又は同 当該数量が平成 年 当 次の各号に (以下この条において 캪 · 度 |半期に属する各月の 該年度 このうち当 第三項において 一月であるときは、 末日まで、 匹 百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告 回 0 法 同 (第八条の六第二項 年度 初日 半 を超えた場合 る場合には、 牛 肉 第二条の規定にかかわらず、 表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉 に限る。 别 期 肉 又は冷凍牛肉の輸入数量 0 表第〇二・ 一の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数 初日から当該年度の第 0 の当該各月の属する四半期 から同年度の当該各月の属する四半期の 該各号に定める期間内に輸入されるものに課 掲げる場合に該当する場合には、 初日 < 十四年度及び平成十五年度における各年度の初 以下この 第 (その (以下この 当該二分の一に相当する数量とする。 その 末日 当該超えることとなつた月の翌々月 一号に係る発動日」という。 「冷凍牛肉」という。 超えることとなつた月が六月、 0 項 超えることとなつた月 条におい 譲 までの生鮮等牛肉又は冷 に掲げる牛の 許 条において 0 便 (平成二十二年度にお 四半期、 同表に定める税率とする。 て同じ。 益 の末日までの生鮮等牛 の適用を受けるも 肉 生 (冷凍したものに限る 生 一鮮等牛)について、 第二四半期及び 生鮮等牛肉又は冷 が、 鮮 の属する四半 0 当 末日 ŧ 凍牛肉の輸 肉 か 該 0 とい 九月又 いする関 , ら当: のに係 及び冷 いて 年度 ま こに そ \mathcal{O} で 該 初 示 肉 は \mathcal{O} \mathcal{O} 第 れ う

 \mathcal{O} \mathcal{O} 当該年 度に 二分 一度に 0 おいて 度 こ 度の生鮮等牛 おける生鮮等牛 中 0) は、 生鮮等牛 相当する数 当 「該数量が平成十四年度及び平成 肉 肉 -肉又は 量 又 又 を下回 は は 冷 冷 速牛肉 凍 冷凍牛肉 る場合には 卤 0 \mathcal{O} 輸 輸 \mathcal{O} 輸入数量 入 入数量が 数 当 量 を合計 該 + 一分 平 当 五年度に したも の 成 該 年 度

> 税の率は、 凍牛肉のうち当該各号に定 ぞれ次の各号に掲げる場合に 蔵 関 量を下 又は冷 日。 期の する数 百分の 入数量 税 年 は十二月であるときは、 日 生鮮等牛肉又は冷凍牛 前 る輸入数量を除 三四半期に属する各月 したものに限る。 から同 年度の 度の 当該 又は同表第○二・○二項に掲げる牛の 定率 当該数量 以 翌四 第 年度の初日 末 量 百十七を乗じて得た数量としてあら 凍 三項におい 回る場合には、 下この条において (第八条 八日まで。 第二条の規定に 半期 初日から同年 別表第〇二・〇 を超えた場合 牛肉の輸入数量を合計したもの 年度の当該各月 が平成十四 の初日 の六 て から当該 以下こ 第 第 (その超えることとなっ (以下こ 当 年 肉 度 二項 0 当 の当 かる その超えることとなつた月 一号に 該二分の \mathcal{O} 度及び平成十五 0 末 かかわら 冷 項 属する四半 年度 輸 0 0 日 該超えることとなつた月の翌 該当する場合に |該各月 凍牛 入数 条に 譲 \mathcal{O} に掲げる牛 までの生鮮等牛肉又は冷凍牛 期間内に輸入されるものに課する関 条にお の第 係る発動 許 の便 ず、 肉 量 お 一に相当する数量 0 益の とい 期の 平成二 て同 属する四 兀 同表に定める税率とする。 1 一年度に 日 の 二 1半期、 肉 . (T) て , う。 末日 は、 かじめ財務大臣が告 ľ 適用を受け 肉 (冷凍し た月が 分の 十 という。 生 生 |半期の まで おけ 第一 生 鮮 が、 について、 一に相当する数 年 鮮等牛肉又は 等 鮮 六月、 る各年 一四半期及び ・度 の属する四 とする。 0) たものに 0 るも 肉 末日まで 当 生鮮等牛 Ł T該年 おい か 々 - 肉の 一度の のに係 月 及 5 当 月 7 度 限 そ 0) び 該 又 半 は 輸 初 肉 初 \mathcal{O} 0 第 冷

 \mathcal{O} お \mathcal{O} 当該 0) け 年 - 度にお る各 二分 年度における生 年 年度 0 度 いては、 中の生 の生 に 1相当する数 ·鮮等牛· 鮮 上鮮等 牛 等牛 当 ī該数 肉 肉 又は 又は 量 量 肉又は冷 を下 が平成十四 冷 冷 凍牛 凍牛 口 る場 凍牛 肉 肉 ※合に 0 年 0) 肉 度 輸 0 輸 入数 及び は、 入数 入数 当該 量 平 量 を 成 量 が + 一分の 平 当 五. 成 該 度 年 度

あ 相当する数量とする。 ·度 ·度 5 らかじめ 0 0 か 初日 五. 5 月一日。 同 年度 財務大臣が告示する数量を超えた場合 (その超えることとなつた月が三月であるときは) 0 第三項において「第二号に係る発動日」とい 第 兀 に 半期 百 1分の百十七を乗じて得た数量として 0) 末日まで。 当該年度の 同 꽢

2及び3 (省略)

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置

第七 号に定める期間内に輸入され 号の二に 限 る場合に該当する場合には、 〇三・二一号の二、 の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、 て「生きている豚」という。)並びに同法別表第○二○三・一一 二〇六・四九号の二の口に掲げる豚のくず肉、 条の るハム及びべ 九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四 税定率法別表第〇 第〇一〇三・ 0) 第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・ 一二号の二の 第 八において 第○二一○・一二号、第○二一○・一九号及び第○二一○ 掲げる豚の肉、 (以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の 号 平 第二号」と、 成七年度から とあるのは] 同 - コン等 表第〇二一 九 「豚肉等」という。)について、 第○二○三・二二号の二及び第○二○三・二九 一〇三・九二号に掲げる豚 二号の 同 同表第〇二〇三・一一号の二の 同表第〇二〇六・三〇号の二の口及び第〇 (以下この条並びに別表第 表第 平 同 生きている豚及び豚肉等のうち当該各 〇・一一号の 成 中 るものに課する関 .表第二項第二号」と、 三項第一号」とあるの 二十二年度までの各年度において、 同 表第 項 第 (1)中 同表第〇二一〇・一 民税の 四九号の二 (生きているも 同 号」とある 次の各号に掲げ 表第 率 一の三の二及 は 同 は、 四 (<u>1</u>) 中 表第〇二〇 同 別 八に の一に掲 項 長第三 第〇二 のは 表第 第 同 一号の のに お 号 号 び 表

> 年度の 年 あ 相 度 5 当する数量とする。 から \mathcal{O} カゝ 五. 初 じめ財務大臣が 同 月 日 年度 一月。 (その超えることとな 0 第 第 三項にお しに 兀 告示する数量を超えた場 半 期 百 いて 0 分 末日まで。 の百十七を乗じ つた月が三月であるときは 「第二号 係 て得 る 合 発動日」 当該年 た数量 う 同 て

及び3 同 上

2

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七 限る。 項 三・一二号の二の 同 の三第〇 号に定め る場合に該当する場合には、 第一の八において「豚肉等」という。 げるハム及びベー 九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表 二〇六・四九号の二の口に掲げる豚のくず肉、 号の二に掲げる豚 〇三・二一号の二、 の二、第〇二〇三・一二号の二、 関税定率 一号、第〇二一〇・一二号、 て「生きている豚」という。 表第一 、第一六〇二・ 条の六 第 二項 第一号」とあるの 項第二号」と、 <u>−</u> <u>⊖</u> <u>=</u> . 法別表第○ る期間内に輸入されるものに課する関 (以下この条並びに別表第 平成七年 同 (<u>1</u>) 中 四二号の一及び第 九 ・コン等 の肉、 表第〇二一〇 一度から 第○二○三・二二号の二及び第○二○三・二九 二号 _ ⊝ <u>=</u> • 同 同 は 0 同 (以下この条並び 表第 表第〇二〇三・一一 (1) 表第〇二〇六・三〇号の二 平 生きて 第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇)並びに同法別表第○二○三・ 九 同 中 成 |表第| 三項 一号に掲げる豚 +第〇二〇三・一九号の二、 同 表第 第 いる豚及び豚肉等 一六〇二・ 二項第一)につい の三の二 号 年 一号」とあるの 度までの各年度に 0 (1) に別表第 項 号」 中 第 第 号の二 税 て、 四九号の二の 同表第〇二一〇 及び第一 一六〇二・四 と、 (生きて 号」 同 0 表第 率 次の各号に とあ の 三 の二及び は 同 0 は のうち当 (1) 中 V) 表 <u>の</u> るも 第 別 お 第 該 揭 号 は 及 第 お 号 掲 Ď 号 び

める税率とする。」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定

一及び二 (省略)

2 中 えた場合には、 示する数量 いする関 という。 た月 る税率とする。 Ó 平成七年度から平成 生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告 の翌々月 税の率は、 から当該年 生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとな の初日 下この条におい 第 <u>一</u>十 二条の規定にかかわらず、 (以下この条において 一度の 一年度までの各年度において、 末日 て までの期間内に輸入されるものに 輸 入基準数量」という。 「第二項に係る発動日 別 表第 一の八に定 当該年度 を超 2

3~6 (省略)

場合に 発動 て、 務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る て が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、 翌月末日 期 係る発 間 当該年度の初日 日又は第二号に係る発動日 . О る豚及び れぞれ官報で告示するものとする。 務大臣は、 は、 輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ 0 開始 動 当該重複期間の開始 日 までに、 豚 (第三項に規定する重複期間がある場合には、 月) 平成七年度から 肉等の輸入数量を翌月末日までに、 をその 当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸 から毎月末までの豚肉等の 超えることとな 0 平成二十二年度までの各年度にお (第三項に規定する重複期間がある 月) をその超えることとな っつた月 輸入数量並 その旨及び第二項 \hat{O} 当該年度中の豚 翌月末日 びに生き Lまでに 当該重 いつた月 入数 射 7

別 表第 八 暫 条の 定関 税率表 第八 (第二条、 条の 五. 第七条の三、 第九条関係 第七条の 兀 第八 条

関

税

定

率

法

める税率とする。」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定

一及び二 同 上

課する関税 」という。 えた場合には、 示する数量 中の生きている豚及び つた月の翌々月の初日 る税率とする。 平成七年度から平成 の率は (以下この条にお から当 生きている豚及び ¬該年度 第 二条 豚 二十一年度 (以下この条におい 肉等 0 0 の輸 規 末 1 定にかかわらず、 日 て にまでの 豚肉等のうちその超えることと 入数量が までの各年 輸 入基準 期間内に輸 て「第二項に係る発動 あ 度に 数 5 量」 かじ 別表第一 お め財務・ 入されるものに という。 て、 0) 大臣が 当 八に定 該 を超 年 告 日 度

~6 同 上

肉等の: 発 動 複 量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合に 0) 場合には、 務大臣が告示する数量を超えた場合には、 て、 ている豚及び豚 翌月 期 係る発動日 財 それぞれ官報で告示するものとする。 当該年度 間 日 務大臣は、 の開 末日までに、 又は第二号に係る発動 輸入数量が第 当該 始 \mathcal{O} の初日から (第三項に規定する重複期間が 平成七 日 重複期 肉等の をその 当 該 間 項 輸入数量 年 第 年 0 毎月末までの豚肉等 度 なから平 超 度 開 一号又は第二号に規定するあ 中の生きてい 始 日 えることとな 一を翌月末日までに、 0 (第三項に規定する重複期間 ·成二十 日 をその超えることとな る豚及び その旨及び第一 年度までの各 0 た月 は、 ある場合には、 \dot{O} 輸 の翌月 入数量 その旨及び 豚 当 肉等 該 年度に 末日までに 号に · 度 中 カ び 当該 第二項 輸 が た月 かるる 入数 係 生 8 0) 重 る 豚

別表第 関 税 八 定 定関 率 税率表 法 第 八 (第 条 0 二条、 五. 第七 第 九 条関 条の三、 係 第七 条の四 第八

条

					別
					表
					の番
					号
-					
					品
					П
					名
					税
					率
					→I nu
				=	別表の
				O +	0
				•	番
					TH.
					号
			八万	い 性 % な	号
		В		い 性 % な	号 エチルア 品
(4) (3) (2	2) E	八 7 八 7 一 八 7 7 7 7 7 1 1 1 1 1	い 性 % な	男 エチルアルコ
		2) (1) そ	八つたい 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	い 性 % な	オチルアルコール
		2) (1) そ	八〇% 以上のものに限 以上のものに限 マルコール分が	ないものでアルコール(を以上のものに限る。) 性アルコール (アルコール(アルコール(アルコール(かんを問わない。) エチルアルコール(かんを問わない。)	オチルアルコール
		2) (1) そ	八〇%以上のものに限る。	ないものでアルコール(を以上のものに限る。) 性アルコール (アルコール(アルコール(アルコール(かんを問わない。) エチルアルコール(かんを問わない。)	オチルアルコール
	□ 日から平成二 □ 日から平成二 □ 日から平成二 □ 日から平成二 □ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2) (1) 平成一九年三月 下式一九年三月 下式一九年三月	八〇%以上のものに限る。) 一 アルコール分が九〇% 以上のものに限る。)	1 1 1 1	オチルアルコール (変
平成二一年四月 平成二一年四月	□ 日から平成二 □ 日から平成二 □ 日から平成二 □ 日から平成二 □ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2) (1) 平成一九年三月 下式一九年三月 下式一九年三月	八〇%以上のものに限る。) 「以上のものに限る。) 「以上のものに限る。)	ないものでアルコール(を以上のものに限る。) 性アルコール (アルコール(アルコール(アルコール(かんを問わない。) エチルアルコール(かんを問わない。)	オチルアルコール
		2) (1) そ	八〇%以上のものに限る。) 一 アルコール分が九〇% 以上のものに限る。)	ないものでアルコール(を以上のものに限る。) 性アルコール (アルコール(アルコール(アルコール(かんを問わない。) エチルアルコール(かんを問わない。)	オチルアルコール (変性させて) 名

るもの	までに輸入され	二年三月三一日	一日から平
一三. 四%	され	日日	成二

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表 (第七条の六関係) 別表第一の六 別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係) 別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係) 别 関 項 項 税 表 省 (省 (省 Ø 定 略) 略 略) 番 率 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表(第七条の三関係 名 名 号 法 品 号 品 目 名 | 平成八年三 | 平成九年三 | 平成一〇年 | ら平成一一 | ら平成一二 | ら平成二三 れるもの 月三一日ま 平成八年三 平成九年三 平成一〇年 ら平成一一 ら平成一二 ら平成二三 月一日から 月一日から 月一日から 四月一日か 四月一日か 四月一日か 平成七年四 平成八年四 平成九年四 平成一〇年 平成一一年 平成一二年 月三一日ま 月三一日ま 三月三一日 年三月三一 年三月三一 平成八年三 | 平成九年三 | 平成一〇年 | ら平成一一 | ら平成一二 | ら平成二三 平成七年四 れるもの でに輸入さ でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 日までに輸 月三一日ま 月一日から 月一日から 月一日から 平成七年四 | 平成八年四 | 平成九年四 | 平成一〇年 | 平成一一年 れるもの でに輸入さ | でに輸入さ | までに輸入 | 日までに輸 | 日までに輸 | 日までに輸 れるもの でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 日までに輸 れるもの れるもの 月三一日ま 三月三一日 年三月三一 年三月三一 |月三||日ま||三月三||日||年三月三|||年三月三| 月一日から 月一日から 平成八年四 平成九年四 |されるもの| 入されるも| 入されるも| 入されるも されるもの 入されるも 入されるも 入されるも されるもの 入されるも 入されるも 入されるも 四月一日か 四月一日か 平成一〇年 四月一日か 平成一一年 平成一二年 四月一日か 年三月三 四月一日か 四月一日か 平成一二年 年三月三 年三月三 別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表 (第七条の六関係) 別表第一の六 別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第七条の六関係) 別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の六関係) 别 関 項 項 表 税 同 同 同 の 定 上 上 上 番 率 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表(第七条の三関係 名 名 法 号 品 品 目 | 平成八年三 | 平成九年三 | 平成一〇年 | ら平成一一 | ら平成一二 | ら平成二二 平成八年三 平成九年三 平成一〇年 ら平成一一 ら平成一二 月一日から 月一日から 月一日から 四月一日か 四月一日か 四月一日か 月三一日ま 月三一日ま 三月三一日 年三月三一 年三月三二 平成八年三 平成九年三 月一日から 月一日から 月一日から 四月一日か 四月一日か れるもの 月三一日ま 月三一日ま 三月三一日 年三月三一 年三月三一 平成七年四 | 平成八年四 | 平成九年四 | 平成一〇年 | 平成一一年 | 平成一二年 れるもの でに輸入さ でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 日までに輸 平成七年四 れるもの でに輸入さ でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 日までに輸 月三一日ま月三一日ま 月一日から 月一日から 月一日から 平成七年四 れるもの れるもの れるもの 平成八年四 平成八年四 平成九年四 平成一〇年 平成一一年 でに輸入さ までに輸入 日までに輸 日までに輸 日までに輸 平成一〇年 ら平成一一 ら平成一二 平成九年四 三月三一日 年三月三一 年三月三一 されるもの 入されるも 入されるも 入されるも されるもの 入されるも 入されるも 入されるも されるもの 入されるも 入されるも 入されるも 平成一〇年 平成一一年 平成一二年 四月一日か四月一日か 価 ら平成二 年三月三 年三月三 四月一日か 年三月三 四月一日か 平成一二年 ら平成二二

			別				関	
省			表				税	
略)			の				定率	
) MID			番号				半法	
			75				広	
					品			
					名			
		れ	で	月	平	月	平	
		るもの	に輸	月三一	成八	日	成七	
		の	でに輸入さ	日ま	年三	から	年四	
		れ	で	月三	平	月一	平	
		れるもの	でに輸入さ	=	成九年	月	成八亿	
				日ま	年三	目から	年四	税
		され	までに輸入	三月三二	平成一	月一	平成	1915
		る。	に転	$\stackrel{\sim}{=}$		月一日から	成九年四	
		の		日	年			
	の	入さ	目までに輸	年三月三	ら平成一一	四月一	平成一〇年	
		れる	でに	月	成	H	0	
		£				日か		率
	の	入	日ま	年三	ら平	四月一	平成一	
	0)	2			成		_	
		される	でに	크		H	_	
		されるも	日までに輸	年三月三一	=	りか	年	
	0	されるも入さ	でに輸日ま		- 二 ら 平	カュ	年	
		されるもの 入されるも 入されるも	でに輸目までに輸	月三一 年三月三	二二ら平成二	日か四月一日か	年 平成一二年	

			别				関	
同			表				税	
上			の				定	
			番				率	
			号				法	
					品			
					名			
		れる	で	月三	平成	月一	平成	
		れるもの	輸	_	成八年三	日	成七年	
			入さ	日ま		目から	西	
		れる	で	月三	平成	月一	平成	
		れるもの	でに輸入さでに輸入さ		平成九年三	月一日から	成八年	
			さ	日ま三月三一			四	税
		され	までに輸入	三月	平成一〇年	月一日から	平成	1)/
		るも	に輪	Ξ		日か	成九年	
		Ő.		日			ĮΨ	
	の	入さ	日までに輸	年三月三一	ら平成一一	四月一	郑书	
		れる	でに	月二	成一	— H	_	
		£			_	日 か	一〇年	率
	の	入さ	日までに輸	年三月三一	ら 平	四月一	平成一一	ľ
		れる	で	月	成	Н	_	
		£	輸		二	月 か	年	
	の	されるもの 入されるも 入されるも	日までに輸	年三月二	ら 平	四月一	平成	
					1.		,.,~	
		ñ	で	月	成	日	_	